

監査委員公表第625号

平成30年3月30日付け監査第931号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年7月13日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	元	吉	俊	博
大分県監査委員	馬	場		林

1 注意事項についての措置状況

監査対象団体 (所管課)	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
公立大学法人大分 県立看護科学大学 (福祉保健部医療 政策課)	平成29年10月11日から 平成29年10月13日まで 平成30年1月22日	注意事項 施設整備に係る事務の執行において、県への補助金に係る実績報告が遅延し、設置機器数量の変更の際に書面による協議・指示が行われず、請負代金の変更に係る協議の記録がないなどの事例が認められた。 措置状況 補助対象機関において、交付要綱等の認識が不足していた。 交付要綱に従った適正な処理を実施するよう当該補助対象機関に対して指導を行った。 また、工事実施に係る変更指示等の協議について、公共工事入札管理室からの通知に基づき、適正な処理を実施するよう指導を行った。 今後は、同様の事案が発生しないように平成30年4月に作成した「チェック表」により、県及び補助対象機関で進捗管理を行うこととした。
一般社団法人津久 見市医師会 (福祉保健部医療 政策課)	平成29年11月6日	注意事項 へき地医療拠点病院運営費補助金及び医療施設等設備整備費補助金について、補助条件として交付要綱に規定する「補助金に係る消

		<p>費税等仕入控除税額確定報告書」が過去複数年に渡り提出されておらず、補助金の返還が完了していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>補助対象機関及び県担当課において交付要綱等の認識が不足していた。</p> <p>津久見中央病院のほか、当該補助金の交付を受けている病院に対して、平成23年度から平成27年度分の「補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書」の提出を求め、返還額を国に報告しており、補助金の返還時期は、国から債権発生通知がある平成30年度末頃を予定している。</p> <p>今後は、当該控除税額が確定した段階で、速やかに事業者に対して仕入控除税額確定報告書の提出を行うよう通知するとともに、当該報告書の国への提出についてのチェックを徹底する。</p> <p>また、同様の事案が発生しないように、福祉保健企画課から部内各所属あて再発防止の通知を行うこととした。</p>
<p>社会福祉法人萌葱の郷 (福祉保健部障害福祉課)</p>	<p>平成29年10月24日</p>	<p>注意事項</p> <p>平成28年度社会福祉施設整備事業費補助による防犯機器の設置において、補助金交付申請及び交付決定、実績報告で補助対象とされる機種と、実際に設置された機種が、価格、機能、性能ともに異なっている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>補助対象機関において、交付要綱等の認識が不足していた。</p> <p>交付要綱に従った適正な処理を実施するよう当該補助対象機関に対して指導を行った。</p> <p>今後は、実績報告時に事業内容(品番等)を確認できる写真を提出させるとともに、書類での確認が困難な場合は、必要に応じて現地検査を行うこととした。</p>
<p>中津商工会議所 (商工労働部商工)</p>	<p>平成29年11月29日</p>	<p>注意事項</p> <p>小規模事業経営支援事業費補助金について、</p>

<p>労働企画課)</p>		<p>補助金交付要綱においては、支給規程に基づき支給された手当を補助対象とするとされているが、基準日に在職する職員に支給すると定めた支給規程に基づかずに基準日の前に退職した職員に対して支給した期末手当の額を含めて実績報告したことにより、過大に補助金が交付されている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>提出された実績報告書の審査にあたり、当該商工会議所以外の全ての会議所の期末手当の支給基準日が6月1日であり、当該商工会議所のみが例外的に7月1日となっていたことから、6月30日に退職した職員に期末手当を支給しても問題ないと看過したものの。</p> <p>補助対象職員は資格職種であり、全商工会議所共通の同一業務を行っており、大差はないこと、また当該商工会議所は期末手当の基準日を7月1日としていたが、他の商工会議所と同じ6月1日基準日であれば支給に問題がなかったことから、返還は求めないこととし、当該商工会議所に対して他の商工会議所を参考とした規程改正を促すとともに、県の実績報告の審査においては、対象経費が各種規程に基づくものであるかどうかの確認を徹底することとした。</p>
<p>大分県住宅供給公社 (土木建築部建築住宅課)</p>	<p>平成29年12月6日から 平成29年12月7日まで 平成30年1月17日</p>	<p>注意事項</p> <p>職員の週休日の勤務に関する時間外勤務手当について、適正に支給されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>週休日に勤務した職員について、時間外勤務の命令時に、上司が振替予定日の確認をせず、時間外勤務命令簿に振替休日を記載していなかった。また、給与担当者による振替休日の取得状況の確認が不十分であったために、振替休日を取得しなかった分の時間外勤務手当が支給されていなかった。</p> <p>振替休日を取得しなかった分の時間外勤務手当について平成30年1月に追給した。</p>

公社において週休日の勤務を命じる際は、複数名で振替予定日の記載確認をするとともに、給与担当者が毎月末に漏れがないかの確認を徹底するよう指導した。

さらに、建築住宅課としても今後は年度内に2回以上の指導監査を実施し再発防止に努めることとした。